

令和7年第3回東広島市議会定例会

報 告 事 項

そ の 2

令和7年9月

目 次

報 告 第 1 9 号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について……………	1
報 告 第 2 0 号	専決処分の報告について……………	3

報告第 19 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第 2 2 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

報告第 20 号

専決処分の報告について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、条例において引用している児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の条項の整理を行うため、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成 2 年 10 月 8 日議決）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分をする。

令和７年９月１８日

東広島市長 高 垣 廣 徳

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「次号」の右に「並びに第25条」を加える。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第36号）第12条

(2) 東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第37号）第12条

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

